

事務事業	23	介護予防事業の整備					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	03	社会福祉を支える新しいしくみづくり					
施策	01	福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開					
事業内容							
目的	改正介護保険法でいう「地域支援事業」のうち、介護予防事業対象者の選定及び介護予防サービスの実施が本事業の柱となります。適切に介護予防の対象者を選び介護予防サービスにつなげることで高齢者ができるだけ要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を地域で送れるよう支援するのが目的です。						
対象・手段	対象者は介護保険未申請、介護認定非該当者のうち要介護状態への移行リスクが高い方です。主に老人保健事業の基本健康診査で行う生活機能評価の結果から対象者（特定高齢者）を選定します。対象者には地域包括支援センターで介護予防プランを作成し、リスクを改善する適切な介護予防サービスに参加を促すことで要介護状態になることを予防します。						
成果（事業が意図する成果）							
要支援、要介護状態に陥るおそれのある方は、高齢者人口の5パーセントとされています。これらの方に介護予防サービスを提供し、平成20年度に、30パーセントの方に予防効果が表われることを目標とします。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
事業参加による改善率（％）	介護予防教室の参加者のうち、要支援・要介護状態に移行しなかった方の割合	（平成20年度）年度に					
		（30％）の水準達成					
		（ ）年度に					
		（ ）の水準達成					
		（ ）年度に					
		（ ）の水準達成					
成果の達成状況							
	単位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備考	
事業成果指標	目標値1	％	0.00	0.00	0.00	18.00	事業開始前に目標値を設定するにあたり、国が示す要支援・要介護への移行防止率の計画値を用いましたが、新宿区の実績は大きく上回りました。（参考） 国が示す移行の防止率の目標 平成18年度 18％ 平成19年度 24％ 平成20年度 30％
	実績1	％	0.00	0.00	0.00	94.40	
	= /	％	0.00	0.00	0.00	524.44	
	目標値2		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績2		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	％	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	％	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度							
平成18年度	特定高齢者の選定 平成19年3月末現在で596名を選定しました。 介護予防教室の実施 筋力向上トレーニング教室（マシンあり・マシンなし）、転倒予防教室、水中運動教室、低栄養予防教室、総合的予防改善教室、認知症予防教室、尿失禁予防教室の各教室を実施しました。 教室の総席数は約6,770名分で、総参加者数は3,095名でした。						

部名称		健康部		課名称		高齢者サービス課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費	千円	0	0	0	49,968	
	人件費	千円	0	0	0	16,560	
	事務費	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等	千円	0	0	0	0	
	総計 = + + +	千円	0	0	0	66,528	
	受益者負担	千円	0	0	0	1,238	
	純計 = -	千円	0	0	0	65,290	
	受益者負担率 /	%	0.00	0.00	0.00	1.86	
財源内訳	一般財源 = -	千円	0	0	0	19,967	
	特定財源		0	0	0	45,323	
	一般財源投入率 /	%	0.00	0.00	0.00	30.01	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	2.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
<b>事業に関する検討課題</b>							
<p>地域支援事業実施要綱によれば、介護予防特定高齢者施策は平成20年度目標値で高齢者人口の概ね5%を目安として地域の実情に応じて実施するものとされています。法改正1年目である18年度においては対象となる特定高齢者の選定基準が厳しく当初予定されていた対象者数が把握できませんでした。19年4月からは要綱改正による基準の見直しが行われ多くの対象者が出現すると予測されています。19年度は特定高齢者と決定された者の多くが介護予防プランにつながる工夫を検討し、より多くの対象者が教室事業に参加するしくみづくりとその実践が課題となります。</p>							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	対象者の選定では国が定める基準が厳しく対象者の把握が困難でしたが、年間約600名の対象者を選定しました。予防教室への参加者数は予定よりも低い結果でしたが、全国的に厳しい状況の中、教室の充足率が約45%を超えたという結果は評価できるといえます。				
	効率性	2	特定高齢者の決定、介護予防教室の参加状況の把握等の業務を高齢者サービス課で一括管理して実施しました。特定高齢者へのアプローチから対象者の教室参加までの把握等において効率的に事業を実施できたといえます。				
	実施の成果	3	本事業の実施成果は、教室事業に参加した方が要支援・要介護状態に移行するのを予防することにあります。18年度は教室参加者のうち要介護・要支援に移行しなかった者の割合は9割を上回り、成果は大きかったといえます。				
	行政の関与	3	地域支援事業の実施主体は区市町村となっています。計画した事業の執行状況や事業効果を的確に把握するためにも区は積極的に関与する必要があり、この点で区の関与は適切であったといえます。				
	妥当性	3	事業の目的は要介護状態への移行を防ぐことにあることから、要介護状態への移行リスクの高い者を的確に選定し、アセスメントを経て教室に参加することで改善を目指す方法は適切な方法であるといえます。				
	施策寄与度	3	介護予防は対象者を適切に選定し、マネジメント、プログラムへの参加という過程を経て初めて達成できます。本事業は介護保険法に基く必須事業ですが、本計画は目的達成に寄与しているといえます。				
総合評価	介護予防は対象者を適切に選定し、マネジメント、プログラムへの参加という過程を経て初めて達成できます。18年度は国が示す対象者の基準が厳しい状況のなかでより多くの対象者を把握できるよう介護予防の必要性を幅広くPRしました。さらに対象となった方には、できるだけ教室に参加するよう積極的な働きかけをしてきたことで、約45%の教室充足率という結果となったといえます。本事業は介護保険法に基く必須事業であり、本計画は目的達成に寄与しているといえます。						B 過年度評価
							17年度 16年度 15年度 14年度
改革方針							方向性
	本事業は、介護保険法に基づく地域支援事業として実施しており区市町村の実施が必須の事業です。今後は区の経常事業として実施していきます。						1  現状のまま継続